

笑顔のたえない町をめざして

おおとう 議会報告 12

2011

平成23年12月

定例会

平成23年12月定例会が12月13日から16日までの4日間の日程で開会されましたので、その審議内容と結果をご報告いたします。

記

- 12月13日 議会本会議（出席者11名、欠席者0名）
（議会の会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、採決等）
- 14日 地域振興常任委員会（平成23年度特別会計補正予算等の審査）
- 15日 総務常任委員会
（平成23年度一般会計補正予算等の審査）
- 16日 議会本会議（出席者11名、欠席者0名）
（各常任委員会委員長報告の内容審議と採決等）



議会本会議

13日開会(審議経過)

日程第1

会議録署名議員の指名

(豆知識)

↓会議録署名議員の指名は、議長が本会議における会議の発言内容を記録した会議録の公正を確保するためにを行います。

今期定例会の会議録署名議員には1番議員 田中良幸君、2番議員 楠木明君を指名。

日程第2

会期の決定

(豆知識)

↓定例会の会期を、いつからいつまでの何日間とすることを決めるものであります。

全員異議なしで、12月13日から12月16日までの4日間とする(と)決定。

日程第3

諸般の報告

(豆知識)

↓諸般の報告は、議長が関係する会議に出席した会議内容等の報告や、議会の議決により、議会閉会中に審査した各常任委員会の経過及び各組合議会の会議内容等を報告するものであります。

議長報告

(議長 米丸 年一)

1、請願・陳情

請願・陳情はありません。

2、系統議長会関係

○ 11月9日「田川郡町村議会議長会研修会」出席。

その内容は、田川郡町村議会議員を対象に、毎日新聞客員編集委員を講

師に招いて、「これからの政局展望」という演題で、研修が行われ、本町から6名が参加。今の日本の政治の現状をとらえ、T P P問題等今後の政局についての講演で、町村議会議員の職務遂行に有用な情報収集、研鑽・交流の機会を得ることができました。

○ 11月16日「第55回町村議会議長会全国大会」出席。

その内容は、「真の分権型社会の実現を目指して」をテーマに掲げ国は、地方分権改革を推進するため、全国町村の声に充分耳を傾け、我々議会人は真の分権型社会が実現されることに一致団結し、果敢に行動すること宣言しました。

また、東日本大震災からの早期復興に関する特別決議外3件を決議しました。

以上が議長報告です。

議会運営委員長報告

(委員長 毛利英文)

○ 12月定例会に向けての議会運営委員会の報告でありました。

その内容は、今定例会の会期については、議長の提案どおり12月13日から16日までの4日間とすることで決定しました。

次に、今回提出の議案は、議案第33号「大任町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」から議案第37号「平成23年度大任町国民健康保険事業特別会計補正予算について」までの5議案であり、それぞれ各常任委員会へ付託することに決定しました。

次に、発委第2号「健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書案について」は、初日の議会で採決することを決定しました。

以上が議会運営委員長報告です。



●公共施設及び民間企業誘致調査特別委員会報告(委員長 松下太)

○ 去る、10月19日、20日に議員研修として宮崎県農業試験場の視察研修を行いました。

その内容は、大任町が特産品として開発に取り組んでいる南国フルーツのマンゴーや完熟キンカン等の栽培方法やコスト関係。また、市場での価格等について説明を受けました。宮崎県と大任町では、日照時間等の課題もありますが、既に宮崎大学農学部及び県農業試験場の協力を取り付けていることから、近隣の市町村に無い魅力のある特産品として生産可能と考えています。

次に、宮崎県庁営農支援課に出向き、今後更なる大任町と宮崎県との産業交流をお願いし、研修を終了致しました。

以上が公共施設及び民間企業誘致調査特別委員会報告です。

日程第7及び日程第8

議案の一括上程

(町長提出議案の説明と質疑及び各常任委員会付託)

(豆知識)

↓常任委員会付託とは、議長が、提出された議案について詳細に審査する必要があると認めた場合に、議案の内容により、それぞれの常任委員会に付託して詳細に議案を審査させることです。

質疑&回答

(質疑はありませんでした)

(総務常任委員会に付託する議案等)

・議案第33号

大任町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

・議案第34号

大任町税条例等の一部を改正する条例について

・議案第36号

平成23年度大任町一般会計補正予算について

(地域振興常任委員会に付託する議案等)

・議案第35号

平成23年度大任町総合福祉センター等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

・議案第37号

平成23年度大任町国民健康保険事業特別会計補正予算について

（常任委員会に付託せず即決した議案）

日程第9

・発案第2号

健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書案について

内容は、国民健康保険制度の財政状況が厳しい中、国民が安心して医療が受けられることができるよう、国庫負担の引き上げを行う等、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを求める意見書を議会が国へ提出するものであります。

質疑&回答

（質疑・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決）

以上で本日の日程をすべて終了し、散会しました。

地域振興常任委員会 14日開会（審査経過）



地域振興常任委員会

●委員長

永原 高文

●副委員長

次谷 國勝

●委員

松下 太

●委員

佐々木次男

●委員

楠木 明

審査内容

・議案第35号

大任町総合福祉センター等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、大任町老人福祉センター入浴施設の閉鎖に伴う、条例の一部改正であります。

質疑&回答

●佐々木委員

閉鎖になった老人福祉センター入浴施設等は子供支援等に活用して頂きたいし、今後の利用方法、経緯があれば教えて頂きたい。

●住民1課長

利用料金を徴収して、現在、福岡県介護保険広域連合が出資する第三セクター『株よろこび』というところが入っています。入浴施設閉鎖に伴い、休憩室を空き部屋にするのはもったいないということで、電気代等を徴収して運営しております。今後、家賃収入がとれるような方法で、利用したいと思います。

(質疑終了・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決すべきと決定)

・議案第37号

平成23年度大任町国民健康保険事業特別会計補正予算について

内容は、国民健康保険事業特別会計補正予算について、歳入歳出それぞれ4百22万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7千7百66万4千円とするものであります。

質疑&回答

●佐々木委員

4百22万円減額した分は一般会計に持つていくのですか。

●住民2課長

4百22万円減額した主なものは、一般会計からの人件費の繰入金です。10月の人事異動で職員が一人減りましたので、その分を減額いたしております。

●松下委員

療養諸費の5千万円の内容を詳しく教えてください。

●住民2課長

療養諸費の5千万円は一般被保険者の医療費です。

これから寒くなると、インフルエンザ等の流行が考えられ、そのための5千万円の補正をしています。(質疑終了・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決すべきと決定)

以上で付託された議案審査は終了しました。

※所管事務、

諸般の報告

企画財政課より温泉ボーリング工事の進捗状況の説明。事業課よりしじみ養殖試験場の概要説明。道の駅より9月中旬決算により11月末に3千8百万円、大任町に寄付した報告。議会事務局より1月9日議会初寄り行う報告がありました。

質疑&回答

※鳥獣被害、住宅情報、

障害者手帳、無認可

事業所について

●佐々木委員

イノシシやシカなどの鳥獣被害ですけども、野菜などをいくら作っても、夜中に来て全部食べられるという話をよく聞きます。そういうイノシシ、シカ等の鳥獣被害の対策について大任町がわなを張ったという話も聞くし、猟友会と協力しているんな対策を取っていると言っけども、猟友会の人の話聞いてみると、被害の出ているところは家が近くにあるため、猟銃を撃てるころはないと、そういう話も聞きます。

もう一つは、大任町だけでなく、このようにして温暖化になってシカが非常にふえたという話を聞きます。そうなる、何らかの対策をとらないと、農業を主にやっつてる人たちの苦しみというのはどんどん増えてくるのではないかと思えます。何かそういうところでのいい対策があるようであれば、こういう場所で議論

をしていただいで、大任町だけでなく田川市郡内の市町村との協力、猟友会との協力、それからほかの対策、テレビ等でネットを張る等いろんな情報を得ておられますけども、大任町の農家の方がどういう要求をして被害調査がどういう状況になったか、まず実態を知ることが一番大事だと思いますから、わかれば教えてください。

それから、もう一点は、町営住宅が非常によくなつたということで、大任町というのは道もきれいになつたし、いろんな形で、田川郡内のほかの町村の職員、議員さん、それから一般の人が来て、「大任町はきれいになつたね」と言われ、大任町の町営住宅を利用したいという話を聞きますが、課長さんにお尋ねしたときに入居申込者が非常に多く、1年くらい待っても入るかどうかわからないという内容を聞きました。そういう内容が分かつ

ているのであれば、大任の町民に大任の住宅情報なるものを出して何年待ちとか、そのような住宅情報を定期的に提供してもらいたい。そういう質問でございます。

それから、もう一点は、障害者基本法について、これは私も全然読んだことないけども、課長さんに骨折っていただいて調べていただくということで質問を書かせてもらいました。障害者手帳というのがありますね。この前、課長さんにお尋ねしたときに、大任町では障害者が大体1割弱くらいおられるという話を聞いております。大任町の障害者の方々が障害者手帳を持っている人と持っていない人がおるかどうか、それはわかりませんが、私の知り得たところでは、手帳がある人となない人の違い、異なりがあると、どのようにあるのか、その中身がわかりませんので、教えてもらいたいというところで

す。

それから、障害者福祉法が出来て、福祉法人と認定されている事業所、それから家族とか、そしてボランティアとかいう形で、無認可事業所で認定された事業所と無認可の事業所、この違い、そしてどういう形で認定と無認定の形があるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

●事業課長

イノシシ、シカの被害調査というのですが、被害調査自体は町の係で行っております。これはあくまでも住民からの被害報告といいますが、そういった連絡を受けて現場に調査に行くということでございます。

それから、対策といったしましては、先ほど佐々木議員さんが言われてましたが、使用済みのノリ網を町で購入しております。それで、希望する被害農家に対しては、それを貸し与えて設置していただくという

方法と、それからシカ、イノシシともに駆除している期間と悪い期間がございます。

それで、駆除期間について、その期間内にそういう不具合が発生したということであれば、当然本町の猟友会にお願いして駆除もやっていただいておりますし、イノシシについては箱ワナ等も設置しております。今年度交付金をいただいて、箱ワナを5つほど購入しております。

被害対策については以上でございます。

それから、町営住宅の空き家等の広報ということですが、先ほど議員さんが言われたように、実際広報誌で空き家の状況等は出しておりません。町民からの申し込みなり、問い合わせについて、今の段階では住宅係のほうで対応しているという状況でございます。今現在、御存じかと思っておりますが、建てかえ等をやっておりまして、あくまでも建て

かえのストック用として空き家というところ、また空いたところは、そのように一時住居として使っていますから、ある程度は建てかえ事業が落ちつくというか、終了するまではなかなか入居は難しい状況です。今現在でも63名の方が、待たれているので、今から申し込みされても、64、65というような形になります。

それで、その他の中耐とか、建てかえに關係しないところの住宅については随時空きが出た状況の中では、また受け付けなりをして、入居待ちの方々をどんどん入れるような形にはしていきたいと考えております。

●住民2課長

障害者手帳を持っている人で、持っていない人とどこが異なるかということですが、障害者手帳といっても、障害の箇所によって種類があります。身体障害者の方は身障手帳、知能の障害の方は、療育手帳、それと精神

障害の方は保健福祉手帳、この3種類がありまして、身体障害の關係でも受けられるサービスというのが30種類以上あります。ここで逐一、それを全部説明するわけにいきませんので、後で一覧表を上げますので、担当者が住民課の福祉にいますので、細かい内容については、そこで聞いてください。手帳も持っている、いろいろな障害者の關係の手当を受けたり、税制の優遇を受けたり、航空運賃とか、バスとか、JRの割引があったりとか、その他いろいろ優遇措置があります。

それと、もう一件、認可を受けた社会福祉法人と無認可の事業所でのような違いがあるかということですが、認可を受けた事業所で、わかりやすく言えば、国とか県の補助金ももらえる。無認可では、何もないです。個人契約ですので、それが大きな違いかと思えます。

● 佐々木委員

今、障害者で手帳を持っている人が大任町に1割おられますが、障害者で手帳を持っていない人が何人いるのか分かりますか。

● 住民2課長

手帳を持つ、持たないは、本人の自由です。申請をしないと、手帳はもらえません。だから、申請をしてない人は必ずいると思いますけど、町では把握していません。

● 住民2課長補佐

一応人数が身障手帳、福祉手帳、療育手帳、合わせて510名、今手帳の発行をしています。大任町で510名が手帳をお持ちです。

● 佐々木委員

持っている人と持っていない人は格差というか、条件が違ってくる。今、言われたバスとか他の料金も違ってくるわけですね。それは本人の申請だから。今言われたら510名というのは手帳を持っている町民

で、それ以上に身障者であつても手帳を持ってない町民がいるということを理解していいですね。

※ ペットが飼える

住宅について

● 松下委員

今、高齢者社会、核家族社会になってきてペットを飼う人が多くなってきました。古い住宅では黙認のうちでペットを飼つておると思います。新しい住宅になったらもう飼えませんという話で、ペットを手放してくださいという話になっていると思います。この御時世、また特に大任は日本一の物を色々つくつてきておりますが、ペットを飼える町営住宅というのは造れないでしょうか。ある地区だけ、こここの地区だけ、柿原なら柿原地区だけの、この住宅はペットを飼えますよ。ペット、今それが生きがいになっている御夫婦とか、ひとり住まいの老人

とか多いわけです。それを理解した中で、ペットを飼える住宅の建築というのを考えるわけにはいきませんか。

● 事業課長

公営住宅法では、動物の飼育の規制はされておられません。本町の管理条例の中で、入居者の義務、その中の禁止事項ということで、屋内外でペットを飼育してはならないという規定がございます。

● 松下委員

だから、1カ所、ここはみんながそういうペットを飼う人の地区というのをつくつたら、どうでしょうか。今、旅行に行つても、ペットと泊まれるホテルもあります。そういう考えはないですか。

● 町長

今の質問ですが、大任町の財政に余裕があれば、そういうことも考えられるけど、今の住宅政策は、既存の老朽化住宅の建て替えを行っています。それは住

宅管理条例の中で、ペットを飼つてはいけませんよという条例があります。もう一点は、これは個人のものじゃないから、例えば猫や犬を飼うことで臭いとか、建物に傷を入れるとかいう問題が当然あります。

では、そこに入居していた人が出ていくときに、それを全部補修するかと言つたら、補修して出ません。全てまた税金を投入しなければなりません。いろんな問題が発生します。先ほど課長が言ったように、例えば公営住宅だから、いろんな人が入居する権利があります。その中で、例えばペットの好きな人はいいけど、たまたま隣近所にペットアレルギー体質の人もあるかもというような状態が当然発生するので、今住宅の条例の中でペットの飼育は禁止なので、それでは別にペット専用の物を1カ所に集めて建てればいいじゃないかということ、今の財政事情の中では無理で

す。公営住宅というのはあくまでも人間が住むところであつて、動物の住むところじゃないと思います。もし、どうしてもそういう人がおれば、どこかの貸し家なり、どこかの自分の家で飼うしか今のところ方法はないと思います。

※ 街路樹の

管理について



● 松下委員

街路樹が桜並木ということで、大任町はきれいになったという声を町内外の

人から良く聞くようになり
ました。

毎日何人かの人が草取りをしておりますが、以前から町長とも話していたのですが、この街路樹の一本一本が自分の木という形で、木の手入れをしるというのは無理だけど、足元の草だけでも、町民1人が1力所管理してくれたら管理費が削減できると思います。これを区長会とか子供会とか、いろんな方法で公募し、管理を一人一人にやってもらえば、かなりきれいになるし、また情操教育というか、大任町をきれいにしようという思いにもつながると思います。街路樹を植えてから5年が経ちますが、何か具体的な計画があれば教えてください。

●町長

私も当時、桜の木1本、1区画にオーナー制を募集して、名札をつけ、例えばこれにAさんという名前をつけたり、その人が自分の木の管理と周りの草の管理

をするだろうということ
を考えておりました。

ただし、まだ大任中央線の工事が最終段階です。すべてが終わった段階で、それをいろんなところに募集かけたり、オーナー制をとって、例えば桜の木、この区画は私が管理しますという募集して、そこに今度自分の名札が立ったら、他の区画はきれいになってくるのに、自分のところは草が生えたりしていたら恥ずかしいから、草を取るというような形に最終的にはしようかなと思っていきます。しかし、まだすべての整備が終わっていないので、終わった段階で、町民に募集をかけて、そういうことを行いたいと思っています。

●松下委員

すべての整備が終わるのは、いつごろになりますか。

●町長

予定としては二、三年くらいで終わると考えています。

※コミュニティバスの利用について



●楠木委員

コミュニティバスの利用についての質問ですが、朝夕の通学時間帯に町外者の学生等の利用者が多く、町内の高齢者のバスの利用ができない状況があるみたいです。町外者への対策、利用規則等があれば教えてください。

●住民1課長

通学者については、学校のほうでこの地区がいいよとか、そこはだめよという形で、学校のほうの許可がないと、乗れない指導は

しております。

それと、高齢者が利用できない時があったということですけど、これにつきましては、今年の4月からこの事業が始まりましたけども、4月から11月末までのデータでは、4万4千500人ほど町内の方が利用しています。それを1日2台のバスで運行しているの、1日に平均

●町長

今の現状でございます。

していると、約90名の方が利用しております。それで、16の駅がありまして、その状況等を高齢者だけではなく、町民が乗れない状況があったのかということも運転手にも聞きましたが、今の時点ではそう状況は無かったけど、たまたま時間に遅れて来たという方はいたようです。バスの運行が始まった当初、時刻表等が町民に周知出来てない時は、そのような方については、社協の職員がその駅まで出向いて乗せていった経緯もございます。

町外者の利用の件ですが、町内者の証明書の発行とかいうことは考えておりません。それで自己申告という形でやっているのが、今の現状でございます。

学生の乗る時間というのは決まっていますので、朝、学校に間に合う時間のバスで通学していると思います。できれば、病院に行く人がその時間帯をずらしてもらったら、差しさわりが無いのでは。また、添田町までの運行は1年たったら検討すると約束していましたが、要望の多いことから、12月12日から運行するようになりました。それにより、バスが田川市や添田町を通ることになり、田川市や添田町の住民もバスに乗せてほしいとの要望がありました。事故等で町外者には補償の対応が出来ないのでご遠慮いただいております。

以上で、地域振興常任委員会を閉会しました。

総務常任委員会

15日開会(審査経過)



総務常任委員会

●委員長

崎野 英樹

●副委員長

毛利 英文

●委員

田中 良幸

●委員

丹村 咲男

●委員

宮本 孝一

審査内容

・議案第33号

大任町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

内容は、人事院勧告等に伴う、条例の一部を改正するものです。

質疑&回答

●宮本委員

参考までにお聞きした

いのですが、この条例の3ページ、この別表第1で、5級、6級のところで、個人の名前じゃなくて人数は大体5級で何人、6級で何人という人数が分かればお願いします。

●総務課主幹

5級が11名、6級が2名、合わせて13名でございます。

(質疑終了・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決すべきと決定)

・議案第34号

大任町税条例等の一部を改正する条例について

内容は、地方税法の一部改正に伴う、条例の一部を改正するものです。

(質疑・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決すべきと決定)

・議案第36号

平成23年度大任町一般会計補正予算について

内容は、一般会計補正予算に歳入歳出それぞれ2億6千3百28万7千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を53億3千3百82万7千円とするものであります。(質疑終了・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決すべきと決定)

以上で付託された議案審査は終了しました。

※所管事務、諸般の報告

企画財政課より温泉ボーリング工事の進捗状況の説明。教育課より1月9日成人式開催の報告。事業課よりしじみ養殖試験場の概要説明。道の駅より9月中間決算により11月末時点で3千8百万円、大任町に寄付した報告。議会事務局より1月9日議会初寄りに行つた報告がありました。

質疑&回答

※通学路の街灯について

丹村委員

今冬場になって、日照時間が短くなり、5時半過ぎたら暗くなるので、通学路の照明関係の点検をお願いします。

が短くなり、5時半過ぎたら暗くなるので、通学路の照明関係の点検をお願いします。

※コミュニティバス

の運行について

毛利委員

住民の要望でありましたコミュニティバスの運行時の小林地区方面から添田駅の運行が12月の改正により12月12日より添田行きが4便、帰りの6便が運行できるようにになりました。住民は大変感謝しております。町長をはじめ、各関係各位の皆様へ本当にありがとうございますとのお言葉を伺います。

以上で、総務常任委員会を閉会しました。

議会本会議16日の審議経過

日程第1～日程5

議案の一括上程

(各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決)

●総務常任委員長報告

(委員長 崎野英樹)

12月13日の議会本会議で付託された議案第33号から議案第34号及び議案第36号の3議案について12月15日午前10時から、総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、委員会は原案のとおり3議案を全員異議なく可決すべきと決定しました。

●地域振興常任委員長報告

(委員長 永原高文)

12月13日の議会本会議で付託された議案第35号及び議案第37号の2議案について12月14日午前10時から、地域振興常任委員会を開催し、慎重審議した結果、委員会は原案のとおり2議案を全員異議なく可決すべきと決定しました。

質疑・討論・採決

・議案第33号

大任町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

・議案第34号

大任町税条例等の一部を改正する条例について

・議案第35号

大任町総合福祉センター等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

・議案第36号

平成23年度大任町一般会計補正予算について

・議案第37号

平成23年度大任町国民健康保険事業特別会計補正予算について

(以上議案5件については質疑・討論なし、採決の結果、全員異議なく可決)

以上で平成23年第7回大任町議会定例会を閉会しました。

議会からのお知らせ

議会では皆様方の生活に直結する予算等が審議されております。多くの方々に議会審議を傍聴して頂ければと思います。

なお、次回の定例会は平成24年3月の予定です。

大任町議会議長

米丸 年一

《議会だより編集委員会》

委員長 松下 太
委員 崎野 英樹
委員 毛利 英文
委員 永原 高文
委員 次谷 國勝

